

住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業に関する協定（案）

群馬県（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の普及促進を図るため、次のとおり住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業（以下「本事業」という。）に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、県民に対して価格優位性のあるサービスとなる機会を提供し、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- (1) 甲 本事業に関する広報等の支援
 - (2) 乙 「住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業に係る支援事業者募集要項」及び「住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業に係る仕様書」（以下「要項及び仕様書」という。）に定める事業の実施
- 2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、隨時、協議を行うものとする。

（募集要項等の厳守）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、要項及び仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

第5条 本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により発生するリスクについては、乙が負うものとし、このリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

- 2 本事業の実施に伴い、乙と施工事業者との間、又は乙と購入希望者との間のトラブルについては、乙が適切に対処し解決しなければならない。
- 3 本事業の実施に伴う施工事業者と購入希望者との間のトラブルについて、両者間において解決できない場合は、乙が適切に対処し解決しなければならない。

（損害賠償）

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（協定の解除）

第7条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- 一 甲又は乙がこの協定に違反したとき。
- 二 甲又は乙が事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第9条 協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続することとし、以後も同様とする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、本事業を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)等の関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名(又は記名押印)の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

群馬県知事 山本 一太

乙 (住所)

(社名)

(職・氏名)

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本事業による事務に関して知ることができた個人情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、みだりに他に知らせてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(取得の制限)

第3 乙は、本事業の実施のために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、本事業に関して知ことができた個人情報を協定の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(管理体制)

第5 乙は、本事業に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

(適正管理)

第6 乙は、本事業に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

3 乙は、複数人に一斉に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

(従事者への周知及び監督等)

第7 乙は、本事業に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、本事業を実施するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第8 乙は、本事業による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準

するものとする。

- 2 乙は、派遣労働者に本事業に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(漏えい等の報告)

- 第9 乙は、本事業による事務に関する個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(協定の解除)

- 第10 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく協定の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第11 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を受けた場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。